

キーワードで完ぺき 

歯科衛生士国家試験

平成
29年版
出題基準
準拠

直前マスター 社会歯科！ 第2版

歯科衛生士国試問題研究会 編



赤い
チェックシート
付き

医歯薬出版株式会社



歯・口腔の機能

咀嚼 ★

・歯、歯周組織、舌、口唇、口蓋、顎関節、咀嚼筋などの総合運動によって、食物を咬断、粉碎、臼磨し、唾液と混合し、食塊を形成する過程。

咀嚼の意義

口腔領域への影響	全身への影響
消化作用	精神安定作用
唾液分泌促進作用	血液循環促進作用
自浄作用	脳活性化作用
味覚発現作用	認知症予防作用
食感認知作用	肥満防止作用
生体防御作用	がん予防作用
顎顔面発育促進作用	自律神経調整作用

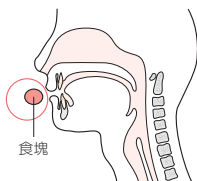
摂食嚥下 ★★

・食物を認知し、捕食し、咀嚼して食塊を咽頭から胃に送り込む過程。

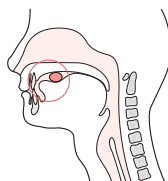
摂食嚥下の5期



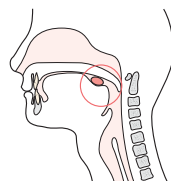
・先行期は捕食前、準備期は咀嚼、口腔期以降が嚥下になります。



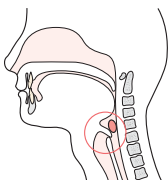
1. **先行期**
食物を認識し、摂食の準備をする



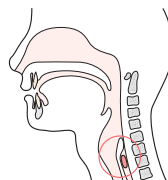
2. **準備期**
食物を捕食して咀嚼し、飲み込みやすい食塊にする



3. **口腔期** (嚥下の第1期)
食塊を舌の動きにより口の奥へ移動させる。**鼻腔**と**咽頭**が遮断される



4. **咽頭期** (嚥下の第2期)
食塊が咽頭から嚥下反射により食道へ送り込まれる。**喉頭**は挙上し**喉頭蓋**が閉鎖する



5. **食道期** (嚥下の第3期)
食道に入った食塊が胃に運ばれる。**上部食道括約筋**が開鎖する

構音 ★

- ・口腔、鼻腔、咽頭腔などの音声器官の動き（共鳴など）によって行われる発音，発声の操作であり，調音ともいう。

構音障害の原因

- ・音声器官の形態上の異常などによる器質性構音障害
- ・音声器官の運動機能障害による運動機能障害性構音障害
- ・聴覚の障害による聴覚性構音障害
- ・医学的原因の認められない機能性構音障害

言語聴覚療法

- ・言語，聴覚能力の向上と嚥下障害防止の訓練および指導で，医師，歯科医師，言語聴覚士が担当する。

味覚，触覚 ★★

味覚の発現

- ・唾液中に溶解した味物質が，舌乳頭の味蕾（味覚受容器）に到達して発現する。主に舌先で甘味，舌縁で酸味，舌根で苦味，全体で塩味を感じる。

旨味（うま味，風味，味わい）

- ・味覚だけでなく，視覚，嗅覚，触覚，圧覚，温度感覚などが総合されたもの。旨味物質としてグルタミン酸が知られている。



「直前マスター基礎！第2版」の「生理学」も学習しておきましょう！

実力完成問題

問 咀嚼の意義で唾液分泌促進が密接に関連しているのはどれか。2つ選べ。

- がん予防作用
- 脳活性化作用
- 精神安定作用
- 味覚発現作用

ポイント

咀嚼の意義は多数あります。その中で唾液が活発に分泌されることによって期待されるものを考えてみましょう。

解答へのアプローチ

答 a,d



- 唾液に発がん物質を抑制する作用がある。
- × 咬合することに関連している。
- × 咬合することに関連している。
- 味覚の発現は，味物質が唾液中に溶解することで始まる。



人口

人口 ★★★

- ・ 人口静態統計：ある特定時点における統計（調査）
- ・ 人口動態統計：ある期間における動きをみる統計（調査）

人口静態統計と人口動態統計の例 ★

静態統計	<u>有病率</u> ，総人口，労働力人口，人口密度 例：国勢調査（5年ごとの10月1日）
動態統計	<u>罹患率</u> ，出生率，死亡率，婚姻・離婚率 例：人口動態調査



有病率はある時点での患者の発生状況，罹患率はある期間に発生した患者の状況を示します。

国勢調査 ★★

- ・ 統計法に基づき，総務大臣が国勢統計を作成するために，日本に居住しているすべての人と世帯を対象として実施される，国の最も重要かつ基本的な統計調査。
- ・ 人口構造の把握に必須の調査で，公衆衛生，行政，教育など幅広い分野における基礎資料となる。
- ・ 基幹統計
- ・ 全数調査
- ・ 5年に一度（大規模調査は10年に一度），行われている。
- ・ 調査対象は，該当年の10月1日午前0時現在（静態統計）
- ・ 人口，性別，年齢，配偶の関係，就業状態，世帯の構成などを調査する。

実力完成問題

問 国勢調査について正しいのはどれか。

- a 一般統計
- b 全数調査
- c 毎年実施
- d 動態統計

ポイント

国民の健康の保持・増進や公衆衛生の向上をはかっていくうえで、さまざまな基礎データを提供するのが国勢調査です。国勢調査の概要（実施日、調査形態など）を理解しておくことが重要です。

解答へのアプローチ

- a × 国家統計調査は統計法により、基幹統計と一般統計に分類されている。
- b ○ 国勢調査は、日本に居住しているすべての者が対象となる。
- c × 5年ごとの調査である。大規模調査は10年に一度である。
- d × 調査該当年の10月1日午前0時が調査時点となる。

答 b





法規 ①

歯科衛生士法 (昭 23) ★★★

目的

- ・「この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的とする」(第1条)

歯科衛生士の業務

- ① 歯科予防処置 (第2条; 昭23) [業務独占]
- ② 歯科診療の補助 (第2条2; 昭30) [看護師(正・准), とともに業務独占]
- ③ 歯科保健指導 (第2条3; 平元) [名称独占]

免許要件

- ・国家試験合格, 厚生労働大臣免許 (第3条)
- ・歯科衛生士名簿登録 (第6条)
- ・指定登録機関である歯科医療振興財団が免許証明書交付 (平3)
⇒ 免許証交付 (第8条の6, 平11)

免許・歯科衛生士名簿登録事項

- ① 登録番号, 登録年月日, ② 本籍地都道府県名・国籍, 住所, 氏名, 性別, 生年月日, ③ 試験合格の年月, ④ 取消, 停止に関わる事項, ⑤ 再免許の場合, その旨, ⑥ 書換え交付, 再交付の場合, その旨と理由, 年月日, ⑦ 抹消の場合, その旨と理由, 年月日

業務従事届出義務


- ・就業者は2年毎に, 西暦偶数年12月31日現在の氏名, 性別, 年齢, 住所, 業務従事先所在地・名称などを, 翌年1月15日までに, 所轄の保健所長を経由して就業地都道府県知事に届け出なければならない。

消極的欠格事由 (免許を与えられないことがある)


- ・罰金以上の刑
- ・歯科衛生士の業務に関して犯罪または不正
- ・厚生労働省令に定める心身の障害により業務を適正に遂行できない
- ・麻薬, あへん, 大麻中毒

その他の業務上の義務

- ・主治歯科医師・医師の指示のもとに業務を行う。
- ・管轄する保健所長の指示のもとに業務を行う。
- ・秘密を守る義務 (守秘義務; 秘密保持義務)
- ・業務記録の作成・保存 (3年間, 施行規則第18条)



昭22, 保健所法 (昭12制定) 全部改正により, 保健所に「歯科衛生」業務が設けられました (p. 96参照).



歯科衛生士法改正 (平26) により, 第2条の「直接」が削除され, 「女子」が「者」に改められました。
⇒ 歯科医師などとの緊密な連携による適正な歯科医療の確保を目的としています。

実力完成問題

問 歯科衛生士の業務として行うことができないのはどれか。

- a 器材の消毒
- b 修復物の装着
- c 根管への貼薬
- d 根管治療時の仮封

ポイント

歯科衛生士業務への従事(就業)は歯科衛生士名簿への登録終了後にできます。名簿登録に必要な項目や業務従事者(就業者)の届出項目についても多く出題されます。消極的(相対的)欠格事項も覚えておきましょう。

解答へのアプローチ

器材の消毒を含め、口腔内に触れない行為は介助の能力があれば誰が行ってもよいが、結果責任は管理者に伴う。根管への貼薬、仮封と仮封の除去、充填材料の填塞、研磨、矯正装置の除去は、主治の歯科医師の指示下で歯科衛生士ができるが、インレー、冠などの鑄造修復物の装着はできない。観血的口腔外科処置、咬合採得と精密印象、歯の切削、除石時の除痛麻酔以外の注射などは歯科医師が行い、現行では歯科衛生士にはできない。

- a ○
- b × 冠などの装着は歯科医師の業務になる(絶対的歯科医行為)。
- c ○
- d ○

答 b